



平成 26 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 リケンテクノス株式会社
代表者名 代表取締役社長 清水 浩
(コード番号 4220 東証第1部)
問合せ先 取締役管理本部長兼総務部長
入江 淳二
(TEL. 03-3663-7991)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 23 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆さまにとって、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 26 年 7 月 1 日 (火)

(ご参考) 平成 26 年 7 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されます。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>〈新設〉</p>	<p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第 7 条の変更は、平成 26 年 7 月 1 日をもってその効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は第 7 条の変更の効力発生日をもって削除する。</u></p>

(3) 変更の効力発生日

平成 26 年 7 月 1 日 (火)

以 上